

いわき市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（素案）

（趣旨）

第1条 この条例は、市民とともに未来をひらくいわき市議会基本条例（令和元年いわき市条例第39号）を踏まえ、市民の負託に応え、市民に信頼され続ける議会を実現するため、いわき市議会議員（以下「議員」という。）が、療養等の理由による長期欠席のために議員の職責を果たせない場合又は議会への市民の信頼に反し議員としての責任を果たせない場合に、当該議員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、いわき市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年いわき市条例第17号。以下「議員報酬等条例」という。）の特例について、必要な事項を定めるものとする。

【解説】

第1条は、この条例の趣旨が、「市民とともに未来をひらくいわき市議会基本条例」に掲げる理念や議会の活動原則を踏まえ、市民の負託に全力で応え、市民に信頼され続ける議会を実現することを目的に、「いわき市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の特例として、議員が長期にわたる欠席のためその職責を果たせない場合には議員報酬及び期末手当を減額し、また、刑事事件の被疑者等として逮捕等の身体の拘束を受けたためその職責を果たせない場合には議員報酬及び期末手当の支給を停止する等の取扱いを定めるものであることを規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 次に掲げる会議をいう。

ア 市議会定例会及び臨時会の本会議

イ いわき市議会委員会条例（昭和41年いわき市条例第67号）に基づき設置された委員会（以下「委員会」という。）の会議

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第13項の規定による議員の派遣

エ 委員会による審査又は調査のための委員の派遣

オ 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場

(2) 長期欠席 議員が、療養、長期不在その他の理由により、90日を超えて市議会の会議等に出席できなくなった場合をいう。

(3) 公務上の災害 いわき市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年いわき市条例第84号）に基づき認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。

【解説】

第2条は、この条例における用語の定義を規定しています。

第1号の「市議会の会議等」とは、定例会及び臨時会の本会議のほか、「いわき市議会委員会条例」に規定する委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会）、議員・委員の派遣、いわき市議会会議規則に規定する協議又は調整を行うための場（全員協議会、各派代表者会議、議会改革推進検討委員会、政策提案検討委員会及び議会報編集委員会）を指します。

第2号の「長期欠席」は、議員の長期欠席に係る議員報酬等の取扱いに関する条例を制定している県内市議会の先行事例や本市における一般職の公務員の給与制度などを参考に、療養等による90日を超えて市議会の会議等に出席できなくなった場合とするものです。

第3号の「公務上の災害」は、公務のほか公務の遂行に伴う通勤により生じた災害を指します。

(長期欠席に係る届出等)

第3条 議員は、長期欠席をすることとなったときは、その旨を議長に届け出なければならぬ。この場合において、当該議員自らが届け出ることができないときは、当該議員の代理人として父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹又は委任を受けた者が届け出ができるものとする。

2 議員は、前項の規定による届出後に市議会の会議等に出席できることとなったときは、その旨を議長に届け出なければならない。

3 議員が、前項の規定による届出をした場合において、引き続き市議会の会議等を欠席したときは、当該届出がなかったものとみなし、再び出席できることとなったときは、改めて同項の規定による届出をしなければならない。

【解説】

第3条は、議員報酬の減額が、議員の役務を提供する義務やその対価として報酬を受ける権利、議員の役務の提供に対して地方公共団体が報酬を支給する義務に関わる重要なものであること、また、第2条では、「長期欠席」の期間を日数（90日超）で規定しているため欠席の始期と終期を明確にする必要があることから、長期欠席の届出及び出席の届出の手続きを規定しています。

第1項は、長期欠席の場合の届出の義務のほか、議員本人が届け出ることができない場合の代理人として、地方自治法上、一定の利害関係があるとして除斥の対象となる者（父母や配偶者、子、兄弟姉妹など）を規定するものです。

第3項は、出席の届出の実効性を確保する観点から、議員が、出席の届出をした後においても、引き続き市議会の会議等を欠席した場合に、その届出はなかったものとみなす旨等を規定しています。

(議員報酬の減額)

第4条 議員に長期欠席が生じたときの議員報酬の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき議員報酬に、前条第1項の規定による届出のあった日（その日前から長期欠席の理由と同様の理由により、市議会の会議等に出席しなかった事実があったと認められるときは、当該事実が発生した日）から同条第2項の規定による届出のあった日（同条第3項の規定により改めて届出があったときは、当該届出があった日）の前日までの期間（以下「長期欠席の期間」という。）に応じて、次の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

長期欠席の期間	減額割合
90日を超える180日以下であるとき。	100分の20
180日を超える365日以下であるとき。	100分の30
365日を超えるとき。	100分の50

- 2 前項の規定により議員報酬を減額する期間は、長期欠席の期間が90日を経過する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下この項において「減額開始月」という。）から長期欠席の期間の末日までとする。この場合において、議員資格を失い減額開始月に受けるべき議員報酬がないときは、前項の規定は適用しない。
- 3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、減額される月（以下「減額月」という。）の初日から末日までの間に減額割合が異なる場合の議員報酬の額は、その減額月の現日数を基礎として日割りにより計算する。
- 4 前条第3項の規定により届出がなかったものとみなされた場合において、第1項から第3項の規定により減額することとなる議員報酬のうち既に支給されたものがあるときは、当該支給を受けた議員は、これを返納しなければならない。

【解説】

第4条は、県内市議会及び他の中核市議会の先行事例を参考に、欠席期間が90日を超えた場合、それ以降、議員報酬を減額する等の取扱いを規定しています。

第1項は、長期欠席の期間に応じた議員報酬の減額割合を規定しています。

第2項は、報酬を減額する期間を規定しており、具体的には、欠席の期間が90日を超える日の属する月の翌月から会議に出席できることとなった日の前日までの分の報酬を減額する旨を定めています。（欠席の期間が90日を超えるまでは報酬の減額は生じません）。

第3項は、月の途中で減額割合が異なる場合の算定方法を規定しています。

第4項は、出席の届出があったことをもって議員報酬を減額せずに支給し、その後、結果的に欠席が継続した場合には、本来、減額すべきであった分の報酬を返納しなければならない旨を規定しています。

(期末手当の減額)

第5条 議員報酬等条例第6条の規定にかかわらず、議員が同条第1項に規定する基準日前6月以内の期間（以下「算定期間」という。）において減額月がある場合における期末手当の額は、同条第2項の規定により算定される額から、その算定期間における在職日数を基礎として、それぞれの減額割合が適用されて報酬が支給される期間に応じ、日割りにより計算した額を減じた額とする。

2 第3条第3項の規定により届出がなかったものとみなされた場合において、前項の規定により減額することとなる期末手当のうち既に支給されたものがあるときは、当該支給を受けた議員は、これを返納しなければならない。

【解説】

第1項は、他の中核市議会の先行事例を参考に、期末手当の基準日前6箇月（その期末手当の算定期間）のうち、長期欠席により報酬が減額された期間がある場合に、期末手当も減額する旨を規定しています。

具体的には、算定期間において報酬が減額された期間（日数）と減額割合に応じて日割りで計算した額を期末手当から減じることとするものです。

第2項は、第4条第4項に規定する取扱いと同様に、本来、減額すべきであった分の期末手当が既に支給済みの場合には、返納しなければならない旨を規定しています。

(適用除外)

第6条 次に掲げる事由により議員が市議会の会議等を欠席した場合は、当該欠席期間は、長期欠席の期間に含めないものとする。

- (1) 公務上の災害
- (2) 出産（出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間）
- (3) 前2号に掲げる事由のほか、議長が議会運営委員会に諮って、やむを得ない事由があると認めた場合

【解説】

第6条は、県内市議会及び他の中核市議会の先行事例を参考に、長期欠席から除く欠席事由を規定しています。

なお、第3号は、運用上、各派代表者会議を経た上で、議会運営委員会に諮ることとします。

(議員報酬の支給停止)

第7条 議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、当該処分を受けた日から解かれた日までの期間（以下「支給停止期間」という。）の議員報酬の支給を停止する。

2 前項の規定により支給を停止する議員報酬の額は、議員報酬等条例第2条の規定による議員報酬の額を各月における支給を停止する日数に応じて、当該支給を停止する期間の属する月の日数を基礎として日割りにより計算した額とする。

3 第1項の規定により支給を停止することとなる議員報酬のうち既に支給されたものがあるときは、当該支給を受けた議員は、これを返納しなければならない。

【解説】

第1項及び第2項は、県内市議会及び他の中核市議会の先行事例を参考に、議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、拘留その他の身体を拘束される処分を受けた場合、その議員自身は議員としての活動を行うことができないことを踏まえ、身体を拘束された期間について、日割りにより議員報酬の支給を停止する旨を規定しています。

第3項は、本来、支給を停止すべきであった分の議員報酬が既に支給済みの場合には、返納しなければならない旨を規定しています。

(期末手当の支給停止)

第8条 議員が、前条第1項の規定により議員報酬の支給を停止された場合、支給停止期間に応じて、期末手当の支給を停止する。

2 前項の規定により支給を停止する期末手当の額は、議員報酬等条例第6条第2項の規定により算定される額を、算定期間における支給停止期間に応じて、当該支給停止期間の属する算定期間の日数を基礎として日割りにより計算した額とする。

【解説】

第8条は、県内市議会及び他の中核市議会の先行事例を参考に、議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、拘留その他の身体を拘束される処分を受け、議員報酬の支給を停止された場合には、その支給停止期間に応じて、日割りにより期末手当の支給も停止する旨を規定しています。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

第9条 前2条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、該当した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた議員についても、同様とする。

- (1) 公訴の提起がされなかったとき。
- (2) 無罪の判決が確定したとき。

【解説】

第9条は、県内市議会及び他の中核市議会の先行事例を参考に、議員報酬及び期末手当の支給停止の事由となった刑事事件について、公訴の提起がされなかった（不起訴処分）場合、又は無罪の判決が確定した場合は、支給が停止されていた議員報酬及び期末手当を支給する旨を規定しています。

なお、議員の職を離れた場合も同様の取扱いとする旨を規定しています。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の不支給)

第10条 第7条及び第8条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、有罪の判決（略式命令を含む。）が確定したときは、これを支給しない。

【解説】

第10条は、県内市議会及び他の中核市議会の先行事例を参考に、議員報酬及び期末手当の支給停止の事由となった刑事事件について、有罪の判決（略式命令を含む）が確定した場合は、支給が停止されていた議員報酬及び期末手当を不支給とする旨を規定しています。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

第11条は、この条例の運用に関して具体的な細部を議長の権限で別途定める旨を規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。